



発行
諫早市農業委員会

編集
諫早市農業委員会事務局
諫早市東小路町7番1号
電話 0957-22-1500(代表)



写真: 令和7年度ながさき農林業大賞にて「農林水産大臣賞・県知事賞」を受賞 (有朝倉花園(諫早市飯盛町))



諫早市農業委員会
会長 久本 純造

残暑の候、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から諫早市農業委員会の活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業・農村地域を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や後継者不足の深刻化に伴う耕作放棄地の増大、また、国際情勢による資材価格、燃料費及び肥料の急激な高騰、円安の影響など我が国の農業経営へ深刻な打撃をもたらしています。

こうした大変厳しい農業環境のなか、農家数は減少の一途をたどり、未来の農業を担う次世代への継承や、新規就農者・親元就農者へ持続的かつ安定した経営を継続させるためにも、農地の基盤整備を強力に進め、優良農地の保全が必要と考えます。

本年は、諫早市農業委員会の委員改選の年にあたり、7月に開催された改選後最初の総会において、引き続き会長の重責を担うこととなりました。

今後3年間、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員の58名体制で、農地法等の適正な執行や、担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消など農地等利用の最適化に取り組んでまいります。

今後とも御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

委員になりました。

日から令和11年7月19日まで)

化推進委員【定数38人】

～ お知らせ ～

◎農地の売買・貸借・転用申請の受付締切りは、
毎月14日です。(12月は12日)

※ただし、その日が土・日・祝日の場合は、直前の開庁日が締切日となります。(受付締切日近くは、窓口が込み合いますので余裕をもって申請しましょう。)

◎農地に関することは、農業委員・農地利用最適化推進委員、または、農業委員会事務局へお尋ねください。



石下 俊文



川原 清昭



田中 義則



土井 清男



池園 辰巳



堤 照彦



山口 定美



宮崎 良満



古賀 健治



馬場 剛

(小長井地区)



中島 一郎



野副 栄治



林 淳一



松下 武彦

(高来地区)



鵜木 真由美



原口 一成



中島 豊志



西村 康幸



山崎 優



山田 忠

(森山地区)



田代 彰



田村 健文



平本 強



馬場 一



山口 正



新たに農業委員・農地利用最適化推進委員 よろしくをお願いします。(任期:令和8年7月20日)

諫早市農業委員【定数20人】



会 長
久 本 純 造



会長職務代理者
池 田 武 弘



坂 本 武 志



牟 田 直 志



金 原 和 美



西 口 雪 夫



酒 井 勝 規



佐 藤 芳 信



平 野 和 敏



藤 本 徳 康



川 下 忠 弘



森 田 正 男



池 田 周 三



中 島 康 範



野 田 浩



前 田 俊 彦



田 淵 勇 二



水 野 清 治



末 原 蓉 子



増 山 時 子



諫早市農地利用最適化推進委員

〔中央・本野地区〕



植 松 健 一



川 上 千 里



久 保 繁



田 崎 孝 洋



下 田 保 三

〔多良見地区〕



小 川 政 文



滝 口 尚 志



富 永 継 英



東 基 博



山 崎 昭 彦



山 野 敬

〔飯盛地区〕



岩 本 純



植 田 昭 則

農地利用状況調査と 農地利用意向調査について

農業委員会では、毎年8月から10月頃にかけて、市内全ての農地の「**利用状況調査**」を実施しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が現地を見て回り、耕作がされているかどうかを確認する、法律で定められた調査です。

調査の結果、耕作されていないと判断された農地については、貸借等を推進する守るべき農地と、既に山林・原野化し、農地への復元が困難と判断した非農地に区分します。

守るべき農地と判断された農地の所有者の方には、後日、その農地を今後どのように利用したいかを確認する「**利用意向調査**」を実施します。

これらの調査は、耕作されている農地と耕作されていない農地を把握し、その農地を今後、地域でどのように活用するかを決める際の資料として使用します。



農業者の方は、 国民年金の上乗せの公的な年金「**農業者年金**」 に加入して安心で豊かな老後を！

終身年金で
安心！

ポイント1 **「終身年金」**
のため
人生100年時代
でも安心!!

ポイント2

一定の要件を
満たす方には、
**保険料の
国庫補助**

ポイント3

税制面で
**大きな
優遇措置**

詳しくは… **農業者年金**

検索



<https://www.nounen.go.jp>

農地を相続等したときは、届出が必要です!(農地法第3条の3)

相続や時効取得などにより諫早市内の農地の権利を取得した場合、おおむね10か月以内に諫早市農業委員会に届出が必要です。

農地の権利とは、所有権、地上権、地役権、永小作権などです。

この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。

別途、所有権移転登記手続きが必要になります。

所有権移転登記手続きについては、法務局にお問い合わせください。



購読のおすすめ!!



最新の農業・農政の情報がわかりやすくまとめられていて、読みやすい農業の専門誌です。

■毎週金曜日／月4回 発行

■購読料／新聞本紙 月900円[送料・税込]
電子版 月700円[税込]

購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。